

令和6年度診療報酬改定

## 疑義解釈資料の送付について（その7）

### 【栄養関連項目抜粋資料】



公益社団法人  
日本栄養士会

#### 【入院時食事療養費及び入院時生活療養費】

##### 問 9

「A307」小児入院医療管理料について、「小児入院医療管理料を算定する場合であって、患者の家族等が希望により付き添うときは、当該家族等の食事や睡眠環境等の付き添う環境に対して配慮すること。」とされているが、患者の家族等の希望に応じ、患者に提供される食事と同一の給食施設で調理された食事を提供する場合、「入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等に係る届出に関する手続きの取扱いについて」（令和6年3月5日付け保医発 0305 第13号保険局医療課長通知）の別添「入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養に係る施設基準等」における職員に提供される食事の取扱いと同様に、帳簿類、出納及び献立盛り付けなどは明確に区別する必要があるか。

##### （答）

患者の家族等に提供される食事の食数が少ない場合（患者に提供される1日当たりの食数の概ね1割未満）は、食数を明確に把握した上で、入院時食事療養費及び入院時生活療養費とは区別して費用を徴収していれば、食品 納入・消費・在庫等に関する諸帳簿類や献立盛り付けは、区別しなくても差し支えない。

